

## モニタリング結果報告書

平成15年8月

政策体系	番 号				
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること			
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること			
		労働衛生対策の推進を図ること			
担当部局・課	主管課	労働基準局安全衛生部労働衛生課			
	関係課	労働基準局安全衛生部化学物質調査課			
実績目標1	じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等を減少させること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
職業性疾病等を減少させるための予防推進を図るため、労働衛生対策の指導等を行うとともに、労働衛生について改善措置を講ずる必要があると認められる事業場を指定し指導等を行う衛生管理特別指導制度等を行い、化学物質に係る健康障害の予防を図るため、化学物質管理支援事業等を実施し、事業場における化学物質の自主的管理の推進の支援等を行う。					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
業務上疾病者数	8,574	7,817	8,083	7,984	7,502
(備 考)					
資料出所：厚生労働省調					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
酸素欠乏者等死亡者数	11	9	16	8	22
(備 考)					
資料出所：厚生労働省調					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
一酸化炭素中毒死亡者数	2	5	5	4	4
(備 考)					
資料出所：厚生労働省調					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
職業性疾病の予防推進状況 (衛生管理特別指導件数等)	689	676	636	568	571
(備 考)					
資料出所：厚生労働省調					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
化学物質管理支援事業の利用状況 (化学物質管理者研修受講者数)			6,175	4,362	4,076
(備 考)					

評価指標の化学物質管理支援事業については、平成 12 年度からの事業である。

資料出所：中央労働災害防止協会調

実績目標 2 心の健康づくりを含めた健康の確保及び産業保健に対する支援を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

健康の確保及び産業保健に対する支援を図るため、中小規模事業場健康づくり事業による中小企業事業場における健康づくりの支援、職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業によりメンタルヘルス指針の普及・定着等を実施するとともに、産業保健推進センターにおいて、産業保健スタッフに対する研修等を実施する。

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
中小規模事業場における心とからだの健康づくり ( T H P ) の普及状況					
(指導の実施事業場数)			822	1,385	1,831
(指導の実施対象者数)			29,047	37,907	45,981
(小規模事業主 T H P 体験研修実施回数)			191	220	179
(小規模事業主 T H P 体験研修参加人数)			2,964	2,596	1,452

(備考)

評価指標の中小規模事業場健康づくり事業については、平成 12 年度からの事業である。

資料出所：中央労働災害防止協会調

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
メンタルヘルス指針の普及状況					
(研修事業開催回数)				79	74
(研修事業参加人数)				6,057	5,048
(モデル事業事業場数)				52	61
(モデル事業指導回数)				446	936

(備考)

評価指標の職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業については、平成 13 年度からの事業である。

資料出所：中央労働災害防止協会調

(評価指標)	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
産業保健推進センターの利用状況					
(産業保健スタッフに対する研修の実施回数)	1,091	1,354	1,640	1,738	2,000
(事業者等からの相談件数)	6,725	8,317	11,362	9,142	9,098

(備考)

資料出所：労働福祉事業団調